乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の国際基準

国土交通省
【別紙2】

これまでの状況

- 2017年1 月、国連WP.29（自動車基準調和世界フォーラム）傘下の専門分科会において、日本の提案により、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の国際基準の検討が開始。
- 日本は、AEBSの具体的な要件を検討する専門家会議の議長を欧州委員会と共同で務め、官民オールジャパン体制で議論をリード。
- 2019年1月、専門分科会にて基準案が合意。同年6月、WP.29で成立。

主な要件

- 静止車両、走行車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと。
- エンジン始動のたびに、システムは自動的に起動してスタンバイすること。
- 緊急制動の0.8秒前（対歩行者の場合、緊急制動開始）までに警報すること。

今後の予定

- 6月18日の「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、来年1月に見込まれる国際基準の発効を受けて、国内基準を策定するとともに、本年内を目途に、新車を対象としたAEBSの義務づけについて結論を得る予定。
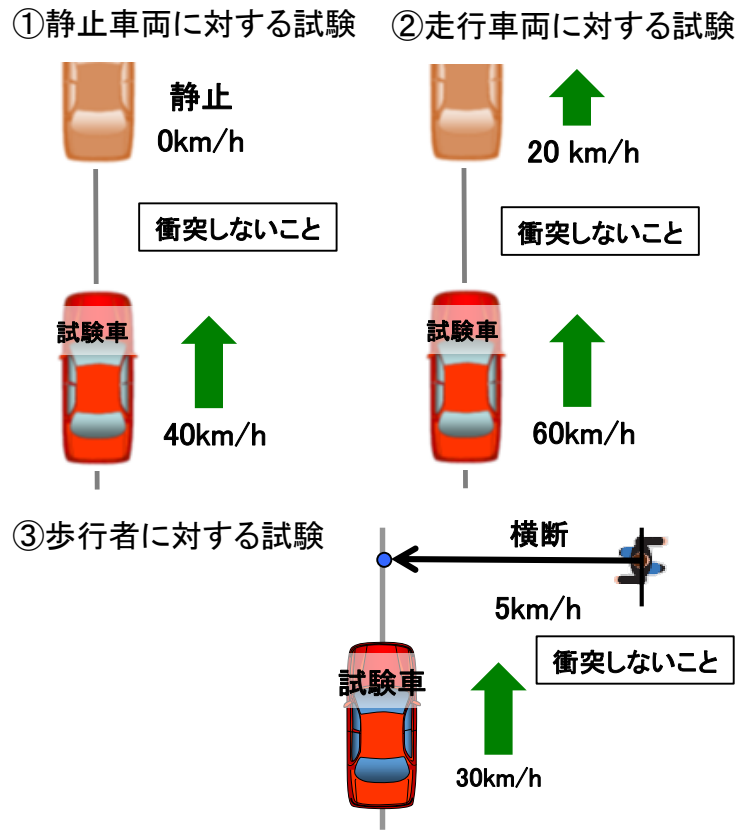
【主な試験方法】